

平成 30 年度海外向け札幌観光の P R 番組制作及び放送業務（台湾） 提案説明書

平成 30 年 10 月

札幌市経済観光局観光・M I C E 推進部

1 業務の名称

平成30年度海外向け札幌観光のPR番組制作及び放送業務（台湾）

2 業務の目的

台湾から札幌への旅行需要については、平成30年北海道胆振東部地震発生直後の現地メディアの報道などの影響があり、市内ホテルの客室稼働率が落ち込んでいる等の状況にある。

この状況を改善するために、台湾向けに札幌観光のPR番組を制作し、広く放送し、札幌・北海道の魅力及び現状を発信することにより、札幌の安全性を周知するとともに、発災直後の報道に起因する不安感を払しょくすることで、その旅行需要を喚起し、札幌への誘客を図ることを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

(2) 公開日

平成30年10月1日（月）

(3) 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成31年3月29日（金）までとする。

4 予算規模

上限は9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

(1) 対象地域

台湾

(2) 実施時期

PR番組の放送は平成30年12月31日（月）までに実施することとし、平成31年1月1日（火）から平成31年3月29日（金）については、効果測定や報告書作成の期間とする。

(3) PR番組の制作

札幌・北海道の観光情報及び現状を発信するという観点で番組を制作すること。
なお、番組の構成としては、台湾内で影響力のあるキャストを活用するとともに

に、観光情報の中には、定山溪地区の情報を必ず盛り込むこと。

(4) PR番組の放送

放送を行うメディア（テレビ放送・インターネット放送など）の種類・時期・回数・時間については、台湾市場において効果的に訴求できるものとする。

なお、テレビ放送枠の確保など、放送に関して必要な手続きは受託者が行うこと。

また、制作した番組については、放送終了後も委託者が活用できるよう権利関係等を整理すること。

(5) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた送客効果等）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく行うこと。

6 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 台湾の海外旅行動向及び訪日旅行需要

台湾における海外旅行動向（旅行シーズンや人気の目的地、旅行を志向する年齢層や所得層、旅行形態など）や訪日旅行需要（旅行の目的地や動機、滞在日数など）について考察し、訪日及び来道・来札旅行市場に対する解釈を示すこと。

(2) 札幌・北海道の魅力を訴求するターゲット

上記(1)を踏まえ、札幌・北海道の魅力をどのような層に対し発信していくか、主たるターゲットを示すとともに、そのターゲットを特定した理由を示すこと。

(3) ターゲットに発信する主な札幌・北海道の魅力

ターゲットに対し、どのような札幌・北海道の魅力を発信するか、その魅力がターゲットに対して訴求力があると見込む理由と併せて示すこと。

(4) 具体的な番組の内容

ア 番組の構成、発信する内容、キャスト等について分かりやすく提示するとともに、それを選定した理由を示すこと。

イ 放送を行うメディアの種類・時期・回数・時間等の具体的な放送計画を示すとともに、その計画の訴求力が高いと見込んだ理由、視聴率の見込み及びそれにより期待できる効果等を説明すること。

ウ 効果的なCMの活用など、より多くの視聴者を獲得するための工夫・取組につ

いて示すこと。

エ 番組の放送と併せて、実際の誘客につなげていく仕掛けについても提案されることが望ましい。

(5) 効果測定

ア 業務の有効性を測る指標を設定し、目標値を示すこと。

イ 指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。

ウ 業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積もりを示すこと。

(8) 独自提案事項

業務を実施するに当たり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成29・30年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (6) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(7)を満たす必要がある。
また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式2)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書(市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書(消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	平成30年10月1日(月)
イ 質問書の提出期限	平成30年10月5日(金) ※
ウ 質問書に対する回答	平成30年10月10日(水) 【予定】
エ 企画提案書等提出期限	平成30年10月16日(火) ※
オ 参加資格の確認及び一次審査(書類審査)	平成30年10月17日(水) 【予定】
カ 二次審査(ヒアリング)	平成30年10月22日(月) 【予定】

※ 提出期限については、それぞれ期限日の12時(正午)必着とする。

(2) 提出書類

下記の提出書類ア～キについて、企画提案書等提出期限(平成30年10月16日(火)12時(正午))までに担当課へ持参により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

提出部数はア～イについては各1部、ウ～キについては各10部及びPDF形式

の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

ア 申込書（様式1）

イ 競争入札参加資格認定通知書

（上記8(5)を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式）

ウ 業務従事者一覧

エ 類似業務等実績一覧

オ 業務体制の概要及び実施方法

カ 企画提案書

キ 業務費内訳書（積算書）

(7) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「5 業務内容」で定める(3)～(5)の項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(3) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式3）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

平成30年10月5日（金）12時（正午）まで

イ 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に対し平成30年10月10日（水）までに回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「(団体名)平成30年度海外向け札幌観光のPR番組

制作及び放送業務（台湾）質問書」とする。

9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる「平成 30 年度海外向け札幌観光の P R 番組制作及び放送業務企画競争実施委員会」の審査において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については、「8 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、提出書類に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者あたり約30分（提案説明15分、質疑応答15分）を想定し、個別に行う。

エ 二次審査においては、提出書類及びヒアリングに基づき評価を行う。

オ 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えていれば入選者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合、評価項目における「ターゲット・手法・内容等の評価」の評価点の合計が高い者を入選者として選定する。なお、「ターゲット・手法・内容等の評価」の合計も同点の場合は委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(3) 委託相手方の選定及び契約について

業務の委託については、原則として入選者を委託候補者とする。実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と入選者による協議により決定する。企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。また、入選者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、10月下旬に二次審査に参加した企画提案者全員に対して文書に

よ

り通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

10 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（委託候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、委託候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

11 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

12 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

14 著作権等に関する事項

- (1) 受託者は本市に対し、業務の実施に係る P R 番組などの成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、

譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (4) 本市が業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (5) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (6) 企画案及び成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

15 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

16 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課 奈良

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点（総合得点の6割）を超えた場合に限り委託候補者とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
対象分析の的確性 (6-1) 関係)	・対象地域における旅行動向、旅行需要の分析が適切であるか。	2	10
ターゲット・手法・内容等の評価 (6-2)、(3)、(4) 関係)	・ターゲット設定が妥当なものであり、番組の構成・内容・キャスト等は、ターゲットに効果的に訴求できるものであるか。	4	20
	・放送するメディアの種類・時期・回数・時間等の放送計画は効果的なものであり、選定理由や視聴率の見込み等は合理的か。	4	20
	・より多くの視聴者を獲得するための工夫・取組は効果的なものであるか。 ・実際の誘客につながる仕掛けなどの創意工夫があるか。	3	15
効果測定の妥当性 (6-5) 関係)	・効果の指標が適切であり、目標の設定や測定方法等が妥当であるか。	2	10
体制・計画・見積もりの適否 (6-6)、(7) 関係)	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。 ・提案内容に対して積算額が妥当であるか。	2	10
独自提案	・業務目的を達成するにあたり、独自性のある、有効な提案となっているか	3	15
		合計	100